

【資料 2】

第 3 次
甲賀市一般廃棄物処理基本計画

策定方針

《素案》

甲賀市

第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

市民・事業者・行政が連携し、一般廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、運搬、再生、処分等、また生活排水の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、平成22年2月に第2次となる「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

この第2次基本計画が平成31年度に終了することを踏まえ、これから迎える本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、また、ごみ処理の情勢、リサイクル環境の変化など本市を取り巻く情勢に応じた取り組み、そして近年著しく変化する生活環境への対策を総合的かつ計画的、効率的に進めるため、第3次となる基本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条に基づき策定するもので、国の循環型社会形成推進基本計画や、県の廃棄物処理基本計画などの関連計画並びに甲賀市政の最上位計画である甲賀市総合計画をはじめとして、甲賀市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図り策定します。

3. 計画期間

計画期間は、市総合計画に合わせ、平成32年度（2020年度）から平成40年度（2028年度）までの9年間とし、総合計画の見直し時期である平成36年度に後期（平成37年度～平成40年度）の計画について見直しができることとします。

4. 計画内容

計画の主な内容は次のとおりとします。

- ・基本事項（趣旨、位置づけ、計画期間）
- ・廃棄物を取り巻く社会情勢（市の概要、世界や国・県の情勢）
- ・一般廃棄物処理の状況、将来予測、基本方針及び計画（分別、収集、処理）
- ・生活排水処理の状況、将来予測、基本方針及び計画（収集、処理）
- ・災害廃棄物の発生推計、処理基本計画、対策等
- ・資料編

5. 策定における主な課題等

- ・現行の分別やリサイクル等の効果の検証
- ・し尿の処理方法
- ・災害廃棄物対策

6. 市民参加および策定体制

（1）甲賀市環境審議会

市民（公募・団体）、事業所、学識経験者、教育機関など8人で構成している甲賀市環境審議会に、計画案について諮問を行います。

（2）市民参加

計画案作成時にはパブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を聴取します。

（3）庁内体制

生活排水処理に関しては上下水道部下水道課と、また、災害廃棄物処理に関しては総合政策部危機管理課との連携により、基本計画（案）の検討を行います。

6. 計画策定のスケジュール

平成31年 4月～	当市における一般廃棄物処理状況等の分析、整理 国、県の環境施策の方針等の情報収集、素案検討
平成31年 8月～	環境審議会での審議開始（諮問）
平成31年10月	環境審議会での基本計画（案）審議終了（答申）
平成31年11月～	庁内調整、市議会説明等
平成32年 1月～	パブリック・コメントの実施
平成32年 2月	庁内調整
平成32年 3月	市議会、環境審議会等への説明 策定、公開